

令和6年第8回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和6年8月27日(火)					
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 集会室					
開 会		令和6年8月27日 午後2時54分					
閉 会		令和6年8月27日 午後3時44分					
議 長		大塚 明夫					
委員応召並びに出席状況							
農 							

会議事件名

- 議案第34号 農地法第3条の規定に関する件
 議案第35号 農地法第5条の規定による転用許可申請
 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

	顛末 令和 6 年 8 月 2 7 日 開会 午後 2 時 5 4 分
【議長】	これより、令和 6 年第 8 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 2 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	議案書の訂正をお願いします。2 ページの議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定に関する件 番号 3 0 についてですが、受人の経営面積が 4 3 7. 0 9 アールとなっておりますが、4 3 0. 7 9 アールに訂正をお願いいたします。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 番 新井 勉 委員・番号 1 2 番 小林 紀之 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 3 4 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 4 件 2 6 筆 地役権の設定 1 件 2 筆 番号 2 6 受人は畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は 1 6 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 5. 2 9 アールで、自宅から申請地までは約 2 0 メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号２６について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号２６について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２７について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２７ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は６００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１７６．７７アールで、自宅から申請地までは約３００メートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号２７について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。受人が渡人の所有している農地の一部を経営継承し、水稻を作付するため、今回の申請地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号２７について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２８について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２８ 受人は花き栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は７５０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１７５．９１アールで、自宅から申請地までは約４００メートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号２８について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした農業経営を行っております。受人が渡人の所有している農地を経営継承し、花き及び稲を栽培するため、今回の申請地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号２８について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２９について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２９ 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、令和５年７月１４日に農地法第５条の転用許可を取得したものです。太陽光発電施設に電気を供給するための農地の上空の電線路について、当時、地役権の設定が同時にされるべきところでしたが、申請漏れであったことが判明したため、今回その是正として農地法第３条の許可申請を行うものです。なお、受人は、太陽光発電付随施設（引込柱）を設置しており、今回、議案第３５号 農地法第５条の規定による転用許可申請 番号３７にて農地転用許可申請を行い、本日の定例会に議案上程されており、本件の地役権の設定が許可条件となっております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号２９について調査してまいりました。申請地に地役権の設定をするための農地法第３条第１項の許可については、農地法第３条第２項ただし書の規定により、耕作目的による権利の設定に該当しない場合であっても、申請地や周辺農地の利用上支障がなければ許可をすることができるとされていますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷 一海 推進委員】	番号２９について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、太陽光発電施設に電気を供給するための地役権の設定をするということですが、電線路は農地の上空に設置されていることから、地役権の設定を認めても、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３０について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号３０ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は２００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は４３５．７３アールで、自宅から申請地までは約５０メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号３０について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜及び果樹を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【福島 政則 推進委員】	番号３０について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３４号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３４号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第３５号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３５号 農地法第５条の規定による転用許可申請 賃借権の設定 １件 １筆 地役権の設定 １件 １筆

	番号 36 受人は、現在市外で美容室を経営しています。今回、家族の介護を必要とするため、鴻巣市内の近隣で店舗を行える土地を探していたところ、本申請地を妹から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号 36 について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。店舗を建築することによって、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号 36 について調査してまいりました。申請地には店舗を建築するということが、隣接農地との境界にはコンクリート土留を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号 37 について内容説明を事務局をお願いいたします。

【事務局】	番号 37 受入は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、令和5年7月14日に農地法第5条の転用許可を取得したものです。太陽光発電施設に電気を供給するための引込柱について、当時、地役権の設定が同時にされるべきところでしたが、申請漏れであったことが判明したため、今回その是正として農地法第5条の許可申請を行うもので、さいたま農林振興センターとも調整済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号37について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電付随施設（引込柱）ということで周りの農地への影響もなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷 一海 推進委員】	番号37について調査してまいりました。受入は、今回の申請地において、太陽光発電施設に電気を供給するための引込柱を設置したということですが、地役権の設定を認めても、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３５号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第３６号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３６号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号３ 相続人は、審査対象となる特例適用農地が適正に管理されており、相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明願うものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号３について調査してまいりました。この件につきまして、審査対象となる特例適用農地はすべて適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３６号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３６号は原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第３条による専決事項を報告いたします。

	令和6年7月11日～令和6年8月13日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 3件 3筆 1, 313㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転 16件 23筆 4, 229.26㎡ 農業用倉庫に係る届出 1件 1筆 12.26㎡ 合計届出件数 20件 27筆 5, 554.52㎡ これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	・農業委員会親睦会暑気払いの会計報告について
【議長】	他に何かございませんか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・令和6年度農地パトロールの予定について ・令和6年度農地利用最適化活動活性化研修会（9/11）の開催について ・令和6年度農業経営状況調査について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・農業者年金加入推進特別研修会（8/9）について ・埼玉県農業委員会女性協議会総会（9/18）の開催について ・関東ブロック女性農業委員等研修会（11/15）の開催について ・地域計画の策定に係る話合いについて

【議長】	これもちまして、令和6年第8回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和6年9月25日（水）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。 閉会 午後3時44分
-------------	---